α　1.365
β　1.361

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　事業税の基準税額は、個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）に係る基準税額及び法人の行う事業に対する事業税（以下「法人事業税」という。）に係る基準税額の合算額とする。

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

{4,255千円×（A×B）＋1,424千円×（C×D）}×0.0370125

（A×B）又は（C×D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A＋B）×α＋C×β＋D＋E＋F｝×0.75

算式の符号

［略］

α　1.10

β　0.99

［二・三　略］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　地方消費税の基準税額は、譲渡割に係る基準税額及び貨物割に係る基準税額の合算額とする。

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00637103）×0.75－（A×0.00299930）×0.75＋（A×0.00445972）×0.75－（A×0.00211265）×0.75

［略］

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00287905）×0.75－（A×0.00136167）×0.75＋（A×0.00201534）×0.75－（A×0.00095882）×0.75

［略］

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A＋B）／2｝×0.02103

α　0.932
β　0.932

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　事業税の基準税額は、個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）に係る基準税額及び法人の行う事業に対する事業税（以下「法人事業税」という。）に係る基準税額の合算額とする。

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

{4,266千円×（A×B）＋1,419千円×（C×D）}×0.0370125

（A×B）又は（C×D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A＋B）×α＋C×β＋D＋E＋F｝×0.75

算式の符号

［同左］

α　1.19

β　1.01

［二・三　同上］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　地方消費税の基準税額は、譲渡割に係る基準税額及び貨物割に係る基準税額の合算額とする。

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00708061）×0.75－（A×0.00351877）×0.75＋（A×0.00495642）×0.75－（A×0.00247821）×0.75

［同左］

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00248668）×0.75－（A×0.00123594）×0.75＋（A×0.00174067）×0.75－（A×0.00087033）×0.75

［同左］

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A＋B）／2｝×0.02104